平成２５年（フ）第１５１号
北九州市小倉南区中曽根東４丁目１番12号
債務者　木下ヱミ子（旧姓河崎）
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　勇治
4　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７号
熊本県菊池市野間口654番地１　イーストフィールドＢ103
債務者　日髙　武洋
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古城　里美
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
愛知県蒲郡市竹谷町浜家２番地１、住民票上の住所愛知県蒲郡市竹谷町油井23番地３　丸七コーポ105
債務者　坂部　明美
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　典子
4　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第９９号
石川県野々市市住吉町12番32号
債務者　糀　あずさ
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　悠治
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３６号
富山市北代6330番地75　自由ヶ丘ハイツ102号、前住所富山市婦中町上轡田46番地２　プラントラボン101号
債務者　瀧本　聖
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青島　明生
4　破産債権の届出期間　平成25年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０１号
沖縄県糸満市字潮平110番地の２
債務者　大城　判
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　當真　良明
4　破産債権の届出期間　平成25年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１０２号
沖縄県那覇市壺川２丁目11番地１　エンゼルハイム壺川第２―702
債務者　大城　肇
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　當真　良明
4　破産債権の届出期間　平成25年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４８３号
新潟市中央区幸西１丁目１番53―1501号
債務者　宮下　敏
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　耕
4　破産債権の届出期間　平成25年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７０号
広島市南区東雲２丁目３番36―601号
債務者　今村　孝子（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　清和
4　破産債権の届出期間　平成25年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７８号
大阪市天王寺区玉造本町13番13―801号
債務者　西山　佳孝
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　和大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８５５号
大阪府高槻市牧田町６番39―208号
債務者　田代　正
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋森　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８７１号
大阪府吹田市南金田２丁目８番22―304号
債務者　齊藤　巖
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９５４号
大阪市中央区農人橋１丁目４番６―707号
債務者　石原　一郎
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　諭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９８３号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町１丁目５番６号
債務者　瀧田オートことスタジオ・バー・ゴンこと　瀧田　充敏
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島村　美樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１００１号
大阪府守口市南寺方南通１丁目７番38―Ａ307号
債務者　高橋眞紀子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　将晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部